

BB コミュニケーター利用規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツサービス用)

ソフトバンク B B 株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用)

1. ソフトバンク B B 株式会社 (以下「当社」といいます。) は、この BB コミュニケーター利用規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツサービス用) (以下「本規約」といいます。) に従い、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスのオプションサービスとして BB コミュニケーター (後記第 2 条 (1) 号に定義し、以下「本サービス」といいます。) を提供します。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件 (以下「特約条件」といいます。) を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。
4. 本規約に定めのない事項については「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」を準用するものとします。本規約と「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」との間で齟齬が生じた場合は、本規約が「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」に優先して適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が本規約に基づいて提供する電話サービスおよび電子メール機能・スケジュール機能・アドレス帳機能等のアプリケーションサービスの総称をいいます。
- (2) 「電話サービス」とは、本サービスのうち、接続機器に接続された電話機を用いて行われる通話をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 「申込者」とは、当社に利用契約の締結申し込みをした者をいいます。
- (5) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (6) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」とは、東日本電信電話株式会社 (以下「NTT 東日本」といいます。) または西日本電信電話株式会社 (以下「NTT 西日本」といいます。) が提供するフレッツ光を利用して行う、当社のインターネット接続サービスをいいます。

- (7) 「フレッツ光」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
- (8) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な当社が別途指定する機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ / Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」の条件に従うものとします。
- (9) 「通話」とは、電話サービスを利用して音声その他の音響を送り、または受ける通信をいいます。
- (10) 「BB コミュニケーター電話番号」とは、利用契約に基づいて当社が会員に割り当てる電気通信番号をいいます。
- (11) 「メールアドレス」とは、利用契約に基づいて当社が会員に対して付与した電子メールアドレスをいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)の規定に基づき課税される消費税および地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (13) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (14) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信用に供することをいいます。
- (15) 「電話サービス設備」とは、BB コミュニケーター電話番号を使用して、通話を一旦終端させるための電気通信設備をいいます。

第 2 章 契約の成立等

第 3 条 (契約の単位)

当社は、本サービスにつき一つの利用契約を締結します。この場合、会員は一つの利用契約について一人に限られるものとします。

第 4 条 (利用契約の申込)

- 1 . 本サービスの利用契約の申し込みは、あらかじめ Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約および本規約に同意の上、当社が定める方法により申し込むものとします。なお、申し込みの際には、当社は申込者に対し申し込み内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。
- 2 . 会員が本サービスの申し込みを行なったことをもって、接続機器のレンタルの申し込みも同時に行なったものとします。

第5条（利用契約の成立）

1. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの申し込みと同時に本サービスの申し込みをした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ当社が当該申し込みを承諾し、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日または本サービスを初めて利用した日のうちいずれか早い日に成立するものとします。但し、本サービスを初めて利用した日の後に、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約が成立しなかった場合は、当該利用契約が不成立となった日の属する月の月末をもって本サービスの利用契約も解約となるものとします。
2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に本サービスの追加申し込みをした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ当該申し込みを当社が承諾した日から7日後または本サービスを初めて利用した日のうちいずれか早い日に成立するものとします。
3. 接続機器のレンタル契約の契約成立日は「接続機器レンタル規約」の定めに従うものとします。

第5条の2（サービス変更におけるBBフォン電話番号の利用の終了）

当社が提供する他の電気通信サービスからYahoo! BB 光 with フレッツサービスへのサービス変更と同時に本サービスの申し込みをした会員が、サービス変更前の電気通信サービスにおいてBBフォンを利用していた場合、本サービスの利用契約成立日以降、お客様が最初にYahoo! BB 光 with フレッツサービスを利用された日または接続機器を接続された日の、翌日をもってBBフォン電話番号は利用できなくなるものとします。但し、当社は、サービス変更の完了から一定期間の間に限り、BBフォン電話番号に着信があった場合にBBコミュニケーター電話番号に自動で転送するサービスを提供します。なお、転送期間は当社が別途定めるものとします。

第3章 電話サービス・電子メールサービス

第6条（BBコミュニケーター電話番号およびメールアドレスの割当て）

BBコミュニケーター電話番号およびメールアドレスは、当社が別途定める場合を除き、当社が1つの利用契約ごとに割当てます。

第7条（当社が行うBBコミュニケーター電話番号およびメールアドレスの変更）

当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会員に通知し、BBコミュニケーター電話番号およびメールアドレスを変更することがあります。

第8条（会員が行うBBコミュニケーター電話番号の変更）

1. 会員は、当社所定の条件に従い、当社に対し BB コミュニケーター電話番号の変更請求を行うことができるものとします。なお、変更請求を行うにあたり、会員は変更後の BB コミュニケーター電話番号の下 4 桁を指定することができるものとします。但し、会員が指定した BB コミュニケーター電話番号の下 4 桁を割当てることが困難な場合があることを会員は了承するものとします。
2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第 1 項の請求を承諾しないことがあります。
3. 第 1 項の請求により BB コミュニケーター電話番号を変更した場合は、変更した日から 31 日間は変更できないものとします。
4. 本条に従って BB コミュニケーター電話番号を変更する場合、会員は当社が別途定める料金を支払うものとします。
5. 第 5 条の 2 の但書に定める BB フォン電話番号への転送期間中に、BB コミュニケーター電話番号の変更を行った場合、転送期間は終了するものとします。

第 9 条（会員が行うメールアドレスの変更）

1. 会員は、当社所定の条件に従い、当社に対しメールアドレスの変更請求を行うことができるものとします。但し、会員が指定したメールアドレスに変更することが困難な場合があることを会員は了承するものとします。
2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第 1 項の請求を承諾しないことがあります。
3. 第 1 項の請求によりメールアドレスを変更した場合は、変更した日から 31 日間は変更できないものとします。
4. 本条に従ってメールアドレスを変更する場合、会員は当社が別途定める料金を支払うものとします。

第 10 条（BB コミュニケーター電話番号の通知）

1. 電話サービスを利用して発信する通話については、会員の選択に従いその BB コミュニケーター電話番号を着信先の回線等へ通知します。
2. 当社は、会員の選択に従いその BB コミュニケーター電話番号を着信先の回線等へ通知しまたは通知しないことに伴い発生する損害については、一切責任を負わないものとします。

第 11 条（利用契約の終了にともなう BB コミュニケーター電話番号およびメールアドレスの利用の終了）

本サービスの利用契約が終了した場合、BB コミュニケーター電話番号およびメールアドレスの利用は当然に終了するものとします。

第12条（電話サービスの提供範囲）

1. 会員は電話サービスが利用できない種類の電話機があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 電話サービスを利用できるのは、以下の通話に限るものとします。
 - (1) 電話サービスを利用して開始された接続機器間の会員同士の通話
 - (2) 会員が次の各号に定める電気通信番号に対して発信することにより開始された通話
 - ()他の電気通信事業者が提供する電話サービスの契約者に割当てられた電気通信番号
 - ()当社が別途記載する指定エリアの電気通信番号
 - ()その他当社が指定する電気通信番号
 - (3) 他の電気通信事業者が提供する電話サービスの契約者からの通話を、電話サービス設備が接続機器に転送することにより開始された通話
3. 会員は、電話サービスの利用対象となる通話については、自動的に電話サービスが利用され、当社が別途定める場合を除き、他の電気通信事業者が提供する電話サービスは利用できなくなる（マイライン、マイラインプラス等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなる）ことをあらかじめ承諾するものとします。
4. 電話サービスの利用対象となる通話については、当社が別途定める場合を除き、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。

第13条（音声ガイダンスによる告知）

会員は、他の本サービス会員または他の電気通信事業者の契約者からの通話を着信する場合、当社が他の本サービス会員または他の電気通信事業者の契約者に対して、電話サービスに接続される旨を音声ガイダンスにより告知することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第4章 会員の責務等

第14条（サービス利用環境の維持等）

1. 会員は、本サービスが利用できないパーソナルコンピューター機種が存在することをあらかじめ了承するものとします。
2. 会員は、パーソナルコンピューター、電話機、接続機器、その他本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等を自己の費用と責任をもって管理し、また本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の費用と責任をもって維持するものとします。

3. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。

第15条（会員認証）

1. 会員は、電話機、接続機器等を他人に無断で使用されないよう、会員自身の責任においてこれらを管理するものとします。
2. 電話サービスを利用して行われた通話は、全て会員によって行われたものとみなします。この場合において、第三者による不正使用等が行われた場合であっても、当社は責めを負わないものとします。

第16条（IDおよびパスワードの管理）

1. 本サービスの利用に関して会員にIDおよびパスワードが付与される場合、当該会員は、IDおよびパスワードを管理する責任を負います。
2. IDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできません。
3. 本サービスを利用できるのは、IDおよびパスワードが付与された会員に限られるものとし、IDおよびパスワードを他者に使用させること、または他者と共有することはできません。
4. IDおよびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
5. 会員は、IDおよびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、すみやかに当社に届け出るものとします。

第17条（禁止事項）

会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4) 他者または当社を誹謗、中傷する行為。
- (5) 有害なコンピュータープログラム等を送信、利用または他者が受信可能な状態におく行為。
- (6) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール、または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。連鎖的に不特定多数へ電子メールを転送するように依頼する行為、または当該依頼に応じて転送する行為。

- (7) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
- (8) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (9) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (10) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (11) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
- (12) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
- (13) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社等の組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為。故意過失に基づき誤認した場合も含まれます。
- (14) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。
- (15) IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (16) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (17) 多数の不完了呼（会員の通信が、着信先の応答前に終了するものをいいます。以下同じとします。）を発生させる行為。
- (18) 通話を保留したまま放置し、または本サービスあるいは本サービスのオプションサービスを利用して多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える、または妨害を与えるおそれがある行為。
- (19) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。
- (20) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。
- (21) その他、当社が不適切と判断する行為。

第5章 料金等の支払

第18条（通話料）

電話サービスの通話料は、別途定めるサービス料金表（以下「サービス料金表」といいます）のとおりとします。

第19条（通話料の計算方法）

通話料の計算については、次のとおりとします。

- (1) 通話料は、当社が会員による電話サービスの利用を確認したときから課金を開始するものとし、毎月末日締めにて当社が測定した通話時間とサービス料金表の規定に従い月額計算します。

- (2) 会員から発信することにより開始された次の通話については、通話料はかかりません。
- () 第12条第2項第(1)に定める通話
 - () 電話サービスを利用して開始された、BB フォンサービス会員との通話
 - () 当社が指定する電気通信事業者が使用する電気通信番号に対して発信した通話
- (3) 会員は、当社の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかった場合サービス料金表の規定に従い算定した料金額の支払いを要するものとします。この場合において特別の事情があるときは、会員と協議し、その事情を斟酌するものとします。
- (4) 電話サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、会員が利用している接続機器によっては、会員に事前に通知することなく自動的に会員が加入している他の電気通信事業者の提供する電話サービスの利用となる場合があります。この場合の通話料等については、他の電気通信事業者の定める料金が適用されることとなりますが、当該通話料等に関しては当社は一切責めを負わないものとします。

第20条（料金等の支払方法）

1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの料金等とあわせて当社に支払うものとします。
2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BB 光 with フレッツサービス規約に定めるところによるものとします。
3. 当社は、BB コミュニケーター電話番号およびメールアドレスの変更手数料を変更した日が属する月の翌月に請求し、電話サービスの通話料は電話サービスを利用した日が属する月の翌々月に請求するものとします。

第21条（延滞利息）

会員は、料金等（延滞利息を除きます。）を支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払うものとします。

第22条（端数処理）

当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 本サービスの利用停止等

第23条（本サービスの中止・停止等）

1. 当社または他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスにおいて回線が著しく輻輳する等の支障が生じた場合、電話サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、本サービスの正常な利用ができなくなることがあることを会員はあらかじめ了承するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合もしくは障害が生じるおそれがある場合。
 - (2) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの提供又は接続機器のレンタルが中止、休止、停止または制限された場合。
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保する必要がある場合。
 - (4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。
 - (2) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス又は接続機器のレンタルの全部または一部が廃止された場合。
 - (3) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

第24条（会員の帰責事由による本サービスの利用停止）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき
 - (3) 第17条その他本規約の規定に違反したとき。
 - (4) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。

- (6) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
- 2 . 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。
 - 3 . 本条第 1 項第 6 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、当社が必要と判断する場合、第 1 9 条の定めにかかわらず、当社の定める方法で通話料金等の請求をさせて頂く場合があります。

第 2 5 条 (責任の制限)

- 1 . インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。
- 2 . 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、7 2 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害賠償請求に応じるものとします。
- 3 . 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (2 4 時間の倍数である部分に限ります。) に相当する料金相当額とします。なお、会員が本サービスの提供を受けることができなかつたことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合には、その損害額をもって損害賠償の額とします。
- 4 . 前項における料金相当額は、本サービスが全く利用できない状態が連続した時間について、2 4 時間毎に計算し (2 4 時間に満たない時間については切り捨てます)、その時間に対応する本サービスに係る次の料金の合計額とします。
 - (1) 通話料 (本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前 6 ヶ月の 1 日当たりの電話サービスの平均通話料 (前 6 ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)

(注) 上記 (2) の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通話料とします。
- 5 . 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
- 6 . 会員が送信または受信する電子メールの延着、未達、流出、消失、文字化け等が発生

し、会員が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責を負わないものとします。

7. アドレス帳等の会員が保存した情報が消失し、または第三者により改ざんされた場合であっても、当社は一切その責を負わないものとします。
8. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。

第26条（通話品質）

1. 電話サービスは他の電気通信事業者が提供するインターネットサービスと公衆交換電話網を介して転送されるため、通話品質または接続に関する保証を一切行うことができないことを会員は了承するものとします。
2. 会員が電話サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じられた場合、当社にその旨をすみやかに連絡願います。
3. 当社が前項に定める連絡を受けた場合、当社の設備に関する障害の有無について検査を行い、当社が障害を発見した場合はすみやかに修補するものとします。

第7章 利用契約の終了

第27条（当社が行う利用契約の解約）

1. 当社は、第24条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。
2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちの一つでも次のいずれかに該当した場合には、当社はその他の利用契約または当社が提供する他のサービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、会員はあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス又は接続機器のレンタル契約が解約となった場合
 - (2) 第24条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすまたは支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 会員に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがあった場合
 - (4) 破産、民事再生手続（個人債務者再生手続を含みます。）の申立てがあった場合
 - (5) 手形不渡その他支払いを停止した場合
 - (6) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合

- (7) 会員が死亡したことを当社が知った場合
 - (8) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該会員資格を失った場合、またはこれらのサービスの解除事由に該当した場合
3. 利用契約が解約された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。この場合も、第21条および第22条の規定が適用されるものとします。
 4. 前項に定めるものの他、契約解約の有無にかかわらず、第2項に定める解約原因に関連して、または契約解約に伴って、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し、その賠償請求を行うことができるものとします。

第28条（会員が行う利用契約の解約）

1. 会員がYahoo! BB 光 with フレッツサービスを解約した場合、同時に本サービスの利用契約も終了となります。
2. 本サービスの利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもって利用契約が終了するものとします。

第8章 ホワイトコール24

第29条（本章の適用）

本章は本サービスのオプションサービスであるホワイトコール24の利用契約を申し込みまたは利用する者にのみ適用されるものとします。

第30条（定義）

1. 「ホワイトコール24」とは、本サービスからソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」といいます。）が提供する携帯電話（以下「ソフトバンク携帯電話」といいます。）に発信した場合の国内通話料が24時間無料となるサービスをいいます。
2. 「ホワイトコール24利用契約」とは、ホワイトコール24を利用するための本規約に基づく契約をいいます。

第31条（ホワイトコール24利用契約）

1. 会員がホワイトコール24を利用するためには、当社所定の方法により当社に対してホワイトコール24の提供申し込みを行う必要があります。なお、会員が、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」第5条第2項の定め該当する場合には、当社はホワイトコール24の提供申し込みを承諾しないことがあります。

2. 会員によるホワイトコール 24 の提供申し込みを当社が承諾した日をもってホワイトコール 24 利用契約の成立日とします。

第 3 2 条（提供条件）

会員は、ホワイトコール 24 を利用するにあたり、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 本サービスの利用契約が成立していること。
- (2) 会員または会員が当社の別途定める様式により指定した代理人が、ホワイトコール 24 に申し込むこと。
- (3) 会員またはソフトバンクモバイルが別途指定する者が、ソフトバンクモバイルに対してソフトバンクモバイルが提供する「ホワイトコール 24」の申し込みをしていること。
- (4) その他当社が別途定める条件を満たしていること。

第 3 3 条（利用開始日）

ホワイトコール 24 の利用開始日は、ホワイトコール 24 利用契約の成立日が属する月の翌月 1 日とします。

第 3 4 条（注意事項）

1. 接続機器に接続された電話機を使用して本サービスを利用している場合において、本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、会員に事前に通知することなく、自動的に会員が加入している電気通信事業者の提供する通話サービスの利用となる場合があります。この場合はホワイトコール 24 の適用対象外となり、通話料等については、当該電気通信事業者の定める料金が提供されることとなりますが、当該通話料等に関しては当社は一切責めを負わないものとします。
2. 転送電話サービスにおいて、会員が転送先にソフトバンク携帯電話の番号を指定した場合は、転送元から転送先の通話料が発生するものとします。

第 3 5 条（ホワイトコール 24 の終了等）

1. 会員は、ホワイトコール 24 を解約しようとするときは、当社所定の方法により、予め当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達した日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 利用契約が終了するものとします。
2. 事由のいかんを問わず、本サービスの利用契約が終了した場合は、本サービスの利用契約の終了日をもって、ホワイトコール 24 が終了するものとします。
3. 本サービス申込日から起算して 180 日後に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日から 180 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール

- 24 の提供申し込みは取り消されたものとみなします。
- 4 . 第 2 4 条第 1 項の定めに基づき、本サービスが利用停止となった場合、本サービスが利用停止となった日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 の利用契約が終了となります。
 - 5 . 事由の如何を問わず、ソフトバンクモバイルが提供する「ホワイトコール 24」が終了した場合、当社にてその確認がとれた日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 は終了となります。
 - 6 . 会員のホワイトコール 24 の利用状況が不適切であると当社が合理的に判断した場合には、事前の告知なく、ホワイトコール 24 の利用を停止または終了する場合があります。

第 9 章 その他

第 3 5 条の 2 (保守・運用)

当社は、本サービスの維持・管理にあたり、接続機器の状態を確認することがあります。

第 3 6 条 (通知・連絡等)

- 1 . 当社は、当社ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
- 2 . 第 1 項の通知・連絡等を当社ホームページへの掲載により行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから 2 4 時間を経過したときに、これが会員に到達したものとします。

第 3 7 条 (通信の秘密)

- 1 . 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。
- 2 . 刑事訴訟法第 2 1 8 条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で守秘義務を負わないものとします。
- 3 . 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で守秘義務を負わないものとします。
- 4 . 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、当社は、当該保護のために必要な範囲で本条第 1 項の守秘義務を負わないものとします。
- 5 . 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認められた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。

- (2 0 0 8 年 1 2 月 1 6 日 制 定 実 施)
- (2 0 0 9 年 1 月 1 6 日 改 定 実 施)
- (2 0 0 9 年 2 月 1 8 日 改 定 実 施)
- (2 0 0 9 年 6 月 1 5 日 改 定)
- (2 0 0 9 年 7 月 1 日 上 記 改 定 実 施)
- (2 0 1 0 年 3 月 3 1 日 改 定 実 施)